

第3回太良町議会（定例会第3回）

令和7年9月5日～9月19日

議 案

令和7年第3回太良町議会（定例会第3回）

会期（案）

会 期 15日間（9月5日～9月19日）

日 次	月 日	曜	種 別	開会時刻	摘 要
第 1 日	9. 5	金	本 会 議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告・議員派遣の件 議案一括上程・町長の提案理由の説明 委員長報告 特別委員会の設置及び付託並びに選任
第 2 日	9. 6	土	休 会	—	
第 3 日	9. 7	日	休 会	—	
第 4 日	9. 8	月	（ 議 案 調 査 ）		
第 5 日	9. 9	火	本 会 議	9時30分	一般質問
第 6 日	9.10	水	本 会 議	9時30分	一般質問
第 7 日	9.11	木	（ 議 案 調 査 ）		
第 8 日	9.12	金	委 員 会	9時30分	決算審査特別委員会
第 9 日	9.13	土	休 会	—	
第10日	9.14	日	休 会	—	
第11日	9.15	月	休 会	—	
第12日	9.16	火	委 員 会	9時30分	決算審査特別委員会
第13日	9.17	水	委 員 会	9時30分	決算審査特別委員会
第14日	9.18	木	（ 議 案 調 査 ）		
第15日	9.19	金	本 会 議	9時30分	委員長報告 議案審議・討論・採決・閉会

令和7年第3回太良町議会（定例会第3回）

議事日程第1号

第1日目

9月5日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議員派遣の件について
日程第 5	議案一括上程 町長提案 報告第 2号 議案第47号 ～ 議案第63号 町長の提案理由の説明
日程第 6	委員長報告 総務常任委員会（所管事務調査） 経済建設常任委員会（所管事務調査）
日程第 7	決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

令和7年第3回太良町議会（定例会第3回）

議事日程第2号

第2日目

9月9日（火）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	一 般 質 問 （ 4 名 ）

令和7年第3回太良町議会（定例会第3回）

議事日程第3号

第3日目

9月10日（水）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	一 般 質 問 （ 2 名 ）

令和7年第3回太良町議会（定例会第3回）

議事日程第4号

第4日目

9月19日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	報告第 2号 令和6年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 2	議案第47号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 3	議案第48号 太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第49号 太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第50号 令和6年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の請負変更契約の締結について
日程第 6	決算審査特別委員長の報告 議案第51号 令和6年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について 議案第52号 令和6年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 議案第53号 令和6年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 議案第54号 令和6年度太良町漁業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 議案第55号 令和6年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 議案第56号 令和6年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 議案第57号 令和6年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 7	議案第58号 令和7年度太良町一般会計補正予算（第5号）について
日程第 8	議案第59号 令和7年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第 9	議案第60号 令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第10	議案第61号 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）について
日程第11	議案第62号 令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第12	議案第63号 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第13	閉会中の付託事件について

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	議案上程 町長提案 議案第 64 号 町長の提案理由の説明
追加日程第 2	議案第 64 号 令和 7 年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の請負契約の締結について
追加日程第 3	意見書第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

提 出 議 案 目 録

- 報告第 2 号 令和 6 年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第 4 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 4 8 号 太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 9 号 太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 0 号 令和 6 年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の請負変更契約の締結について
- 議案第 5 1 号 令和 6 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 2 号 令和 6 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 3 号 令和 6 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 4 号 令和 6 年度太良町漁業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 5 5 号 令和 6 年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 5 6 号 令和 6 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 5 7 号 令和 6 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 5 8 号 令和 7 年度太良町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 5 9 号 令和 7 年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 0 号 令和 7 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 6 1 号 令和 7 年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 6 2 号 令和 7 年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 63号 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について

上記のとおり

令和 7年 9月 5日

太良町長 永 淵 孝 幸

追 加 提 出 議 案 目 録

議案第 64号 令和7年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の請負契約の
締結について

上記のとおり

令和 7年 9月19日

太良町長 永 淵 孝 幸

追 加 提 出 議 案 目 録

意見書第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

上記のとおり

令和7年9月19日

太良町議会議長 江 口 孝 二

議 員 派 遣 の 報 告

令和7年9月5日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 令和7年度 市町村議会議員研修[3日間コース]社会保障・社会福祉

- (1) 目 的 社会保障・社会福祉の制度や問題について理解を深めながら、現在の地域における福祉を取り巻く諸課題について考え、議員としての資質向上を図るため。
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」
- (3) 期 間 令和7年6月30日～7月2日
- (4) 派遣議員 田川議員、待永議員

2 令和7年度 佐賀県町村議会議員ハラスメント研修会

- (1) 目 的 町村議会議員の資質向上のため
- (2) 派遣場所 マリターレ創世佐賀
- (3) 期 間 令和7年7月22日
- (4) 派遣議員 江口議長、川下副議長、坂口議員、田川議員、竹下議員、待永議員、山口議員、峰議員、森田議員、大鋸議員

3 令和7年度 佐賀県町村議会議員研修会

- (1) 目 的 地方自治の振興と住民福祉の増進に寄与するため
- (2) 派遣場所 マリターレ創世佐賀
- (3) 期 間 令和7年8月20日
- (4) 派遣議員 江口議長、川下副議長、坂口議員、田川議員、竹下議員、待永議員、山口議員、峰議員、森田議員、大鋸議員

議 員 派 遣 の 件

令和7年9月5日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

1 令和7年度 町議会広報研修会

- (1) 目 的 議会活動に対する住民の理解と関心を深めることが要請されていること
にかんがみ、議会広報の向上発展に資するため
- (2) 派遣場所 佐賀県市町会館
- (3) 期 間 令和7年11月5日
- (4) 派遣議員 議会広報編集特別委員会委員 5人

報告第2号

令和6年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率 の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見書を付けて別紙のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

1 健全化判断比率

(単位：％)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
令和6年度決算に 基づく比率	—	—	6.5	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※「—」は比率が算定されないことを表している。

2 資金不足比率

(単位：千円、％)

区 分	流 動 負債等 (1)	算 入 地方債 (2)	流 動 資産等 (3)	資金不足額 (1)+(2)- (3)=(4)	事業の 規 模 (5)	資金不 足比率 (4)/(5)
漁業集落排水 事業会計	1,583	0	15,697	△14,114	6,249	—
簡易水道 事業会計	10,956	0	99,976	△89,020	49,690	—
水道事業会計	3,207	0	192,488	△189,281	47,770	—
町立太良病院 事業会計	101,244	0	2,180,095	△2,078,851	921,791	—

※「—」は比率が算定されないことを表している。

議案第 4 7 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

令和 7 年度太良町一般会計補正予算（第 4 号）を地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 1 6 日

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

令和 7 年度太良町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度太良町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 4, 6 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 0 2 4, 0 3 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		1, 117, 126	46, 567	1, 163, 693
	2. 国庫補助金	602, 107	46, 567	648, 674
18. 繰入金		1, 865, 896	△1, 961	1, 863, 935
	2. 基金繰入金	1, 865, 894	△1, 961	1, 863, 933
歳入合計		8, 979, 428	44, 606	9, 024, 034

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民生費		2, 2 7 9, 6 6 9	4 4, 6 0 6	2, 3 2 4, 2 7 5
	1. 社会福祉費	1, 1 9 0, 0 7 4	4 4, 6 0 6	1, 2 3 4, 6 8 0
歳 出 合 計		8, 9 7 9, 4 2 8	4 4, 6 0 6	9, 0 2 4, 0 3 4

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
14. 国庫支出金	1, 1 1 7, 1 2 6	4 6, 5 6 7	1, 1 6 3, 6 9 3	
18. 繰入金	1, 8 6 5, 8 9 6	△ 1, 9 6 1	1, 8 6 3, 9 3 5	
歳 入 合 計	8, 9 7 9, 4 2 8	4 4, 6 0 6	9, 0 2 4, 0 3 4	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 民生費	2, 279, 669	44, 606	2, 324, 275	46, 567			△1, 961
歳 出 合 計	8, 979, 428	44, 606	9, 024, 034	46, 567			△1, 961

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	115,248	46,567	161,815	2. 緊急経済対策費補助金	46,567	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額）
計	602,107	46,567	648,674			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	457,730	△1,961	455,769	1. 財政調整基金繰入金	△1,961	財政調整基金繰入金
計	1,865,894	△1,961	1,863,933			

3 歳 出

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉総務費	200,354	44,606	244,960	46,567			△1,961	10. 需 用 費	54	消耗品費	40
										印刷製本費	14
								11. 役 務 費	382	通信運搬費	229
										手 数 料	153
								18. 負担金補助及び交付金	44,170	定額減税補足給付金（不足額給付）	
計	1,190,074	44,606	1,234,680	46,567			△1,961				

議案第 48 号

太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

地方公共団体情報システムの標準化に伴う住登外者宛名番号管理機能を実装するにあたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定により、所要の改正が必要となったため。

別紙

太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年太良町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号の次に次の2号を加える。

（5）特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6）利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書き中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 町長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下、「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 町長	太良町子どもの医療費の助成に関する条例（平成24年太良町条例第1号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定める

	もの
2 町長	太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例（平成5年太良町条例第16号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成5年太良町条例第17号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	太良町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和57年太良町教育委員会訓令第1号）による私立幼稚園への就園の奨励のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づく就学に係る費用の援助に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	太良町育英資金の給付及び貸付に関する規則（昭和40年太良町規則第9号）による育英資金の給付及び貸付に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	太良町子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第7

		3号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「母子家庭等医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 町長	太良町母子家庭等医療	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	の
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		太良町子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		子どもの医療費関係情報であって規則で定めるもの
		母子家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 町長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	母子家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 町長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は子供・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

	第47号) 附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 町長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	子どもの医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		母子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3に次のように加える。

4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の宛名の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 9 号

太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

太良町特産品等振興施設を現在よりさらに包括的な利活用を図るべく、この
案を提出する。

別紙

太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例（案）

太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例（平成 26 年太良町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

太良町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例

第 1 条中「特産品等振興」を「地域活性化拠点」に改める。

第 2 条中「地域資源を活用した加工品の製造・販売等を行うことにより、産業振興を図り、町の活性化を推進するため、太良町特産品等振興施設(以下「振興施設」という。)」を「本町における産業振興と交流拡大による地域活性化を図る目的として、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、太良町地域活性化拠点施設(以下「拠点施設」という。)」に、「特産品等振興」を「地域活性化拠点」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「振興」を「拠点」に改め、同条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）地域活性化に関する業務

第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 号、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条第 1 号及び第 2 号並びに第 19 条第 2 項中「振興」を「拠点」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 0 号

令和 6 年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の 請負変更契約の締結について

令和 6 年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の請負変更契約を下記により締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年太良町条例第 1 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

- | | | | |
|---|-------------|--------------------------------------|-------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 令和 6 年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事 | |
| 2 | 契 約 額 | 変更前 | 金 9 7, 3 5 0, 0 0 0 円 |
| | | 変更後 | 金 1 0 3, 2 7 9, 0 0 0 円 |
| | | 変更による増額 | 金 5, 9 2 9, 0 0 0 円 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 | |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 住所 | 太良町大字大浦丙 9 2 5 番地 7 |
| | | 氏名 | 株式会社川武潜水興業 |
| | | 代表取締役 | 川下淑子 |
| 5 | 契 約 の 期 間 | 令和 6 年 9 月 2 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで | |

（提案理由）

令和 6 年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事について、請負変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。

議案第 5 1 号

令和 6 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度太良町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第 5 2 号

令和 6 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第 5 3 号

令和 6 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第 5 4 号

令和 6 年度太良町漁業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、
令和 6 年度太良町漁業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員
の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第 5 5 号

令和 6 年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、
令和 6 年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の
意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第 5 6 号

令和 6 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、
令和 6 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意見を
付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第 5 7 号

令和 6 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算
の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、
令和 6 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意見を
付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 7 年度太良町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度太良町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 174,477 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,198,511 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方特例交付金		3,000	97	3,097
	1. 地方特例交付金	3,000	97	3,097
10. 地方交付税		2,650,000	108,590	2,758,590
	1. 地方交付税	2,650,000	108,590	2,758,590
14. 国庫支出金		1,163,693	10,736	1,174,429
	2. 国庫補助金	648,674	10,438	659,112
	3. 委託金	1,649	298	1,947
15. 県支出金		502,848	3,903	506,751
	2. 県補助金	216,661	3,484	220,145
	3. 委託金	28,257	419	28,676
18. 繰入金		1,863,935	△33,858	1,830,077
	1. 特別会計繰入金	2	2,333	2,335
	2. 基金繰入金	1,863,933	△36,191	1,827,742
19. 繰越金		30,000	49,643	79,643

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1. 繰越金	3 0 , 0 0 0	4 9 , 6 4 3	7 9 , 6 4 3
20. 諸収入		1 6 2 , 9 0 4	2 9 , 2 6 6	1 9 2 , 1 7 0
	5. 雑入	1 1 2 , 2 7 8	2 9 , 2 6 6	1 4 1 , 5 4 4
21. 町債		4 6 6 , 3 0 0	6 , 1 0 0	4 7 2 , 4 0 0
	1. 町債	4 6 6 , 3 0 0	6 , 1 0 0	4 7 2 , 4 0 0
歳 入 合 計		9 , 0 2 4 , 0 3 4	1 7 4 , 4 7 7	9 , 1 9 8 , 5 1 1

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議会費		87,911	140	88,051
	1. 議会費	87,911	140	88,051
2. 総務費		2,729,486	45,218	2,774,704
	1. 総務管理費	2,539,690	44,488	2,584,178
	2. 徴税費	105,739	47	105,786
	3. 戸籍住民基本台帳費	65,006	380	65,386
	5. 統計調査費	5,014	303	5,317
3. 民生費		2,324,275	39,494	2,363,769
	1. 社会福祉費	1,234,680	11,975	1,246,655
	2. 児童福祉費	1,089,593	27,519	1,117,112
4. 衛生費		859,981	1,955	861,936
	1. 保健衛生費	537,649	1,921	539,570
	2. 清掃費	322,332	34	322,366
6. 農林水産業費		661,469	5,000	666,469

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1. 農業費	4 0 9 , 2 1 0	5 , 0 0 0	4 1 4 , 2 1 0
7. 商工費		2 1 7 , 1 1 7	2 0 0	2 1 7 , 3 1 7
	1. 商工費	2 1 7 , 1 1 7	2 0 0	2 1 7 , 3 1 7
8. 土木費		5 7 3 , 7 7 8	3 8 , 5 0 0	6 1 2 , 2 7 8
	2. 道路橋梁費	4 7 5 , 6 3 9	3 0 , 0 0 0	5 0 5 , 6 3 9
	4. 港湾費	6 , 3 3 0	6 , 0 0 0	1 2 , 3 3 0
	5. 住宅費	4 3 , 3 3 7	2 , 5 0 0	4 5 , 8 3 7
9. 消防費		2 4 5 , 5 0 4	3 1 , 3 7 5	2 7 6 , 8 7 9
	1. 消防費	2 4 5 , 5 0 4	3 1 , 3 7 5	2 7 6 , 8 7 9
10. 教育費		7 3 5 , 7 6 7	1 2 , 5 9 5	7 4 8 , 3 6 2
	1. 教育総務費	1 0 2 , 2 6 7	2 , 8 7 1	1 0 5 , 1 3 8
	2. 小学校費	1 4 5 , 9 6 9	1 , 0 4 0	1 4 7 , 0 0 9
	4. 社会教育費	1 4 7 , 5 7 1	2 , 5 8 9	1 5 0 , 1 6 0
	5. 保健体育費	2 0 7 , 2 7 0	6 , 0 9 5	2 1 3 , 3 6 5
歳 出 合 計		9 , 0 2 4 , 0 3 4	1 7 4 , 4 7 7	9 , 1 9 8 , 5 1 1

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと応援寄附金事業支援業務委託料	令和7年度から令和9年度まで	ふるさと応援寄附金事業支援業務を実施するために必要な額

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
過疎対策事業	404,400	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	410,500	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
9. 地方特例交付金	3, 0 0 0	9 7	3, 0 9 7	
10. 地方交付税	2, 6 5 0, 0 0 0	1 0 8, 5 9 0	2, 7 5 8, 5 9 0	
14. 国庫支出金	1, 1 6 3, 6 9 3	1 0, 7 3 6	1, 1 7 4, 4 2 9	
15. 県支出金	5 0 2, 8 4 8	3, 9 0 3	5 0 6, 7 5 1	
18. 繰入金	1, 8 6 3, 9 3 5	△ 3 3, 8 5 8	1, 8 3 0, 0 7 7	
19. 繰越金	3 0, 0 0 0	4 9, 6 4 3	7 9, 6 4 3	

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
20. 諸収入	1 6 2, 9 0 4	2 9, 2 6 6	1 9 2, 1 7 0	
21. 町債	4 6 6, 3 0 0	6, 1 0 0	4 7 2, 4 0 0	
歳 入 合 計	9, 0 2 4, 0 3 4	1 7 4, 4 7 7	9, 1 9 8, 5 1 1	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	87,911	140	88,051				140
2. 総務費	2,729,486	45,218	2,774,704	6,512		10,000	28,706
3. 民生費	2,324,275	39,494	2,363,769	3,484			36,010
4. 衛生費	859,981	1,955	861,936	564		100	1,291
6. 農林水産業費	661,469	5,000	666,469	2,000	6,100		△3,100
7. 商工費	217,117	200	217,317				200
8. 土木費	573,778	38,500	612,278			30,000	8,500

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 消防費	245,504	31,375	276,879			25,276	6,099
10. 教育費	735,767	12,595	748,362	2,079		3,990	6,526
歳 出 合 計	9,024,034	174,477	9,198,511	14,639	6,100	69,366	84,372

2 歳 入

(款) 9. 地方特例交付金 (項) 1. 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方特例交付金	3,000	97	3,097	1. 地方特例交付金	97	地方特例交付金
計	3,000	97	3,097			

(款) 10. 地方交付税 (項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	2,650,000	108,590	2,758,590	1. 地方交付税	108,590	普通交付税
計	2,650,000	108,590	2,758,590			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	161,815	7,004	168,819	2. 緊急経済対策費補助金	7,004	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (定額)
3. 衛生費国庫補助金	16,691	564	17,255	1. 保健衛生費補助金	564	妊婦のための支援給付事業費補助金 (2/3)
4. 農林水産業費国庫補助金	50,800	2,000	52,800	1. 農業費補助金	2,000	農山漁村地域整備交付金 (50%・定額)
7. 教育費国庫補助金	214	870	1,084	1. 教育総務費補助金	870	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 (1/3)
計	648,674	10,438	659,112			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 3. 委託金

1. 総務費委託金	206	298	504	2. 戸籍住民基本台帳費委託金	298	中長期在留者住居地届出等事務費委託金
計	1,649	298	1,947			

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	43,688	3,484	47,172	2. 児童福祉費補助金	3,484	保育所等給食費支援事業費補助金 (10/10・1/2)
計	216,661	3,484	220,145			

(款) 15. 県支出金 (項) 3. 委託金

1. 総務費委託金	28,227	419	28,646	5. 統計調査費委託金	419	国勢調査費委託金
計	28,257	419	28,676			

(款) 18. 繰入金 (項) 1. 特別会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	932	933	1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	932	後期高齢者医療特別会計繰入金
2. 国民健康保険特別会計繰入金	1	1,401	1,402	1. 国民健康保険特別会計繰入金	1,401	国民健康保険特別会計繰入金
計	2	2,333	2,335			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	455,769	△76,291	379,478	1. 財政調整基金繰入金	△76,291	財政調整基金繰入金
9. ふるさと応援寄附金基金繰入金	1,166,400	40,100	1,206,500	1. ふるさと応援寄附金基金繰入金	40,100	ふるさと応援寄附金基金繰入金
計	1,863,933	△36,191	1,827,742			

(款) 19. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	30,000	49,643	79,643	1. 繰越金	49,643	前年度繰越金
計	30,000	49,643	79,643			

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 雑入	112, 275	29, 266	141, 541	2. 雑入	29, 266	B & G財団支援金
計	112, 278	29, 266	141, 544			

(款) 21. 町債 (項) 1. 町債

8. 過疎対策事業債	404, 400	6, 100	410, 500	1. 過疎対策事業債	6, 100	過疎対策事業債
計	466, 300	6, 100	472, 400			

3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	87,911	140	88,051				140	8. 旅 費	140	普通旅費
計	87,911	140	88,051				140			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	396,554	1,811	398,365				1,811	3. 職員手当等	986	時間外勤務手当
								11. 役 務 費	825	広 告 料
4. 企画財政管理費	901,473	16,752	918,225	5,795		10,000	957	8. 旅 費	15	費用弁償
								18. 負担金補助及び交付金	16,737	地域再生推進補助金 942
										民間賃貸住宅等建設促進事業補助金 10,000
7. 財産管理費	6,102	4,150	10,252				4,150			物価高騰対策行政区運営支援金 5,795
								10. 需 用 費	20	消耗品費
								13. 使用料及び賃借料	1,960	重機借上料
8. 支所管理費	9,354	△83	9,271				△83	15. 原材料費	2,170	維持補修用材料
								14. 工事請負費	△83	支所事務室エアコン取替工事
17. 山林育成基金費	150	21,858	22,008				21,858	24. 積 立 金	21,858	山林育成基金積立金
計	2,539,690	44,488	2,584,178	5,795		10,000	28,693			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 税務総務費	56,114	47	56,161				47	8. 旅 費	47	費用弁償
計	105,739	47	105,786				47			

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	65,006	380	65,386	298			82	17. 備品購入費	380	中長期在留者住居地届出等事務用備品
計	65,006	380	65,386	298			82			

(款) 2. 総務費 (項) 5. 統計調査費

2. 指定統計調査費	4,998	303	5,301	419			△116	1. 報酬	130	国勢調査調査員等報酬
								3. 職員手当等	158	時間外勤務手当
								10. 需用費	15	食糧費
計	5,014	303	5,317	419			△116			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	244,960	△42	244,918				△42	27. 繰 出 金	△42	国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）
4. 心身障害者福祉総務費	394,047	7,672	401,719				7,672	22. 償還金 利子及び割引料	7,672	国庫支出金精算返納金 5,252 県支出金精算返納金 2,420
5. 国民年金費	9,788	185	9,973				185	12. 委 託 料	185	国民年金システム改修委託料
6. 総合福祉保健センター管理費	40,014	4,160	44,174				4,160	10. 需 用 費	4,160	修 繕 料
計	1,234,680	11,975	1,246,655				11,975			

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費	544, 127	26, 859	570, 986	3, 484			23, 375	7. 報 償 費	10	名称募集記念品
								10. 需 用 費	384	消耗品費 369 食 糧 費 15
								12. 委 託 料	11, 931	子供PSCマーク取得のための検査対応業務委託料 110 地域活性化拠点施設整備業務委託料 11, 821
								13. 使用料及び賃借料	71	回線利用料
								14. 工事請負費	7, 170	地域活性化拠点施設整備事業
								17. 備品購入費	600	地域活性化拠点施設用備品
								18. 負担金補助及び交付金	6, 691	保育所等給食費支援事業費補助金
								22. 償還金利息及び割引料	2	県支出金精算返納金

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

2. 児童福祉施設費	232	660	892				660	12. 委 託 料	660	児童福祉施設維持管理委託料
計	1, 089, 593	27, 519	1, 117, 112	3, 484			24, 035			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生総務費	84, 143	847	84, 990	564			283	12. 委 託 料	847	健康管理システム改修委託料
2. 予防費	89, 842	814	90, 656				814	22. 償還金利子及び割引料	814	新型コロナ定期接種助成金返還金
4. 環境衛生費	140, 808	260	141, 068			100	160	13. 使用料及び賃借料	156	重機借上料
								27. 繰 出 金	104	簡易水道事業会計繰出金（収益勘定）
計	537, 649	1, 921	539, 570	564		100	1, 257			

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

1. 塵芥処理費	245, 512	34	245, 546				34	18. 負担金補助及び交付金	34	生ごみ処理容器設置費補助金
計	322, 332	34	322, 366				34			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
7. 農地費	154,525	5,000	159,525	2,000	6,100		△3,100	14. 工事請負費	5,000	広域農道舗装補修事業
計	409,210	5,000	414,210	2,000	6,100		△3,100			

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

3. 観光費	108,763	200	108,963				200	13. 使用料及び賃借料	200	重機借上料
計	217,117	200	217,317				200			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 道路維持費	349,136	30,000	379,136			30,000		14. 工事請負費	30,000	町道維持補修事業
計	475,639	30,000	505,639			30,000				

(款) 8. 土木費 (項) 4. 港湾費

1. 港湾管理費	6,330	6,000	12,330				6,000	18. 負担金補助及び交付金	6,000	県営港湾整備交付金事業負担金
計	6,330	6,000	12,330				6,000			

(款) 8. 土木費 (項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	43,337	2,500	45,837				2,500	10. 需用費	2,500	修繕料
計	43,337	2,500	45,837				2,500			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 非常備消防費	56,679	33	56,712				33	8. 旅 費	25	費用弁償	
								18. 負担金補助及び交付金	8	消防会議参加負担金	
4. 防災費	23,176	31,342	54,518			25,276	6,066	8. 旅 費	196	普通旅費	
								10. 需 用 費	814	消耗品費	665
										燃 料 費	49
										修 繕 料	100
								11. 役 務 費	162	その他保険料	
								12. 委 託 料	1,703	防災研修等委託料	
								13. 使用料及び賃借料	266	重機借上料	
								14. 工事請負費	10,650	防災拠点施設整備事業	
17. 備品購入費	17,010	防災拠点事業用車輛	16,650								
		防災拠点事業用備品	360								
18. 負担金補助及び交付金	541	佐賀県防災行政通信ネットワーク整備負担金									
計	245,504	31,375	276,879			25,276	6,099				

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 事務局費	100,888	2,871	103,759	870			2,001	12. 委 託 料	2,871	ネットワークアセスメント業務委託料
計	102,267	2,871	105,138	870			2,001			

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	120,311	1,040	121,351				1,040	14. 工事請負費	1,040	学校施設整備改修事業
計	145,969	1,040	147,009				1,040			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 青少年育成費	3,509	9	3,518				9	10. 需 用 費	9	食 糧 費
3. 公民館費	13,676	400	14,076				400	14. 工事請負費	400	中央公民館出入口側溝整備工事
4. 自然休養村管理センター費	8,960	1,070	10,030				1,070	10. 需 用 費	1,070	修 繕 料
5. 文化財保護費	11,878	250	12,128				250	18. 負担金補助及び交付金	250	文化連盟活動費補助金
6. 図書館費	50,416	860	51,276				860	17. 備品購入費	860	図書館管理運営用備品
計	147,571	2,589	150,160				2,589			

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

2. 体育施設費	73,746	4,100	77,846			3,990	110	17. 備品購入費	4,100	B & G 海洋センター艇庫用備品
3. 学校給食費	110,619	1,995	112,614	1,209			786	18. 負担金補助及び交付金	1,995	学校給食費補助金
計	207,270	6,095	213,365	1,209		3,990	896			

補正予算給与費明細書

1 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 の 手 当	計			
補正後	長等	3		23,448	7,754 (3.45)	7,087	38,289	2,516	40,805	
	議員	11	34,128		11,284 (3.45)		45,412	9,042	54,454	
	その他	849	35,817				35,817		35,817	
	計	863	69,945	23,448	19,038	7,087	119,518	11,558	131,076	
補正前	長等	3		23,448	7,754 (3.45)	7,087	38,289	2,516	40,805	
	議員	11	34,128		11,284 (3.45)		45,412	9,042	54,454	
	その他	849	35,687				35,687		35,687	
	計	863	69,815	23,448	19,038	7,087	119,388	11,558	130,946	
比 較	長等									
	議員									
	その他		130				130		130	
	計		130				130		130	

2 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	104 (87) [6]	195,443	408,195	346,759	950,397	174,575	1,124,972	
補 正 前	104 (87) [6]	195,443	408,195	345,615	949,253	174,575	1,123,828	
比 較	0 (0) [0]	0	0	1,144	1,144	0	1,144	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管理職手当	通 勤 手 当
	補 正 後	14,441	131,135	107,536	4,161	8,290	4,924
	補 正 前	14,441	131,135	107,536	4,161	8,290	4,924
	比 較	0	0	0	0	0	0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補 正 後		23,066	141	414	52,651
	補 正 前		21,922	141	414	52,651
	比 較		1,144	0	0	0

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

[]内は再任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	104 [6]		397,570 [10,625]	272,287 [2,482]	669,857 [13,107]	124,789 [1,697]	794,646 [14,804]	
補 正 前	104 [6]		397,570 [10,625]	271,143 [2,482]	668,713 [13,107]	124,789 [1,697]	793,502 [14,804]	
比 較	0 [0]		0 [0]	1,144 [0]	1,144 [0]	0 [0]	1,144 [0]	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管理職手当	通 勤 手 当
	補 正 後	14,441 [0]	90,660 [1,354]	73,681 [986]	4,161 [0]	8,290 [0]	4,858 [66]
	補 正 前	14,441 [0]	90,660 [1,354]	73,681 [986]	4,161 [0]	8,290 [0]	4,858 [66]
	比 較	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補 正 後		22,990 [76]	141 [0]	414 [0]	52,651 [0]
	補 正 前		21,846 [76]	141 [0]	414 [0]	52,651 [0]
	比 較		1,144 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]

[]内は再任用職員を外書きしたもの

再任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は6人)

イ 会計年度任用職員

(単位 : 人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(87) 0	195,443		71,990	267,433	48,089	315,522	
補 正 前	(87) 0	195,443		71,990	267,433	48,089	315,522	
比 較	(0) 0	0		0	0	0	0	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管理職手当	通 勤 手 当
	補 正 後		39,121	32,869			
	補 正 前		39,121	32,869			
	比 較		0	0			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は83人)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料					
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	1,144 [0]	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	1,144 [0]	時間外勤務手当 1,144 [0]	

[]内は再任用職員を外書きしたもの

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項		限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
							特 定 財 源			一般財源
							国 県 支出金	地方債	その他	
ふるさと応援寄附金 事業支援業務委託料	補 正 前									
	補 正 後	ふるさと応援寄附金 事業支援業務を実施 するために必要な額	—	—	令和7年度 から令和9 年度まで	限度額に同じ	0	0	0	限度額に同じ

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	補正前	4,409,591	4,128,129	500,600	515,337	4,113,392
	補正			6,100		6,100
	補正後	4,409,591	4,128,129	506,700	515,337	4,119,492
(9) その他	補正前	3,312,603	3,109,580	444,800	377,082	3,177,298
	補正			6,100		6,100
	補正後	3,312,603	3,109,580	450,900	377,082	3,183,398
うち過疎対策事業債	補正前	1,758,550	1,722,195	444,800	211,028	1,955,967
	補正			6,100		6,100
	補正後	1,758,550	1,722,195	450,900	211,028	1,962,067
合 計	補正前	4,479,036	4,187,824	506,700	525,118	4,169,406
	補正			6,100		6,100
	補正後	4,479,036	4,187,824	512,800	525,118	4,175,506

令和 7 年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 3 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 5, 9 3 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		1	935	936
	1. 繰越金	1	935	936
歳入合計		175,000	935	175,935

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4. 諸支出金		5 5 1	9 3 2	1, 4 8 3
	2. 繰出金	1	9 3 2	9 3 3
5. 予備費		6 5 9	3	6 6 2
	1. 予備費	6 5 9	3	6 6 2
歳 出 合 計		1 7 5, 0 0 0	9 3 5	1 7 5, 9 3 5

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
5. 繰越金	1	9 3 5	9 3 6	
歳 入 合 計	1 7 5, 0 0 0	9 3 5	1 7 5, 9 3 5	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 諸支出金	551	932	1,483				932
5. 予備費	659	3	662				3
歳 出 合 計	175,000	935	175,935				935

2 歳 入

(款) 5. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	1	935	936	1. 繰越金	935	前年度繰越金
計	1	935	936			

3 歳 出

(款) 4. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般会計繰出金	1	932	933				932	27. 繰 出 金	932	一般会計繰出金
計	1	932	933				932			

(款) 5. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	659	3	662				3			
計	659	3	662				3			

令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,270千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,516,273千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		0	42	42
	2. 国庫補助金	0	42	42
10. 繰入金		148,628	△42	148,586
	1. 他会計繰入金	98,628	△42	98,586
11. 繰越金		1	94,270	94,271
	1. 繰越金	1	94,270	94,271
歳入合計		1,422,003	94,270	1,516,273

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		3 2, 9 6 2	0	3 2, 9 6 2
	1. 総務管理費	2 7, 6 0 6	0	2 7, 6 0 6
9. 諸支出金		3, 1 0 3	1 5, 9 6 9	1 9, 0 7 2
	1. 償還金及び還付加算金	3, 1 0 2	1 4, 5 6 8	1 7, 6 7 0
	2. 繰出金	1	1, 4 0 1	1, 4 0 2
10. 予備費		1 9, 3 6 6	7 8, 3 0 1	9 7, 6 6 7
	1. 予備費	1 9, 3 6 6	7 8, 3 0 1	9 7, 6 6 7
歳 出 合 計		1, 4 2 2, 0 0 3	9 4, 2 7 0	1, 5 1 6, 2 7 3

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
4. 国庫支出金	0	4 2	4 2	
10. 繰入金	1 4 8, 6 2 8	△ 4 2	1 4 8, 5 8 6	
11. 繰越金	1	9 4, 2 7 0	9 4, 2 7 1	
歳 入 合 計	1, 4 2 2, 0 0 3	9 4, 2 7 0	1, 5 1 6, 2 7 3	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	32,962	0	32,962	42		△42	
9. 諸支出金	3,103	15,969	19,072				15,969
10. 予備費	19,366	78,301	97,667				78,301
歳 出 合 計	1,422,003	94,270	1,516,273	42		△42	94,270

2 歳 入

(款) 4. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
9. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	42	42	1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	42	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (厚生労働省分) (10/10)
計	0	42	42			

(款) 10. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	98,628	△42	98,586	4. 事務費等繰入金	△42	事務費等繰入金
計	98,628	△42	98,586			

(款) 11. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1	94,270	94,271	1. 繰越金	94,270	前年度繰越金
計	1	94,270	94,271			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	26,436	0	26,436	42		△42				財源組替
計	27,606	0	27,606	42		△42				

(款) 9. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

9. 県支出金精 算返納金	1	14,568	14,569				14,568	22. 償還金利 子及び割 引料	14,568	県支出金精算返納金
計	3,102	14,568	17,670				14,568			

(款) 9. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

2. 一般会計繰 出金	1	1,401	1,402				1,401	27. 繰 出 金	1,401	一般会計繰出金
計	1	1,401	1,402				1,401			

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	19,366	78,301	97,667				78,301			
計	19,366	78,301	97,667				78,301			

議案第61号

令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	漁業集落排水事業費用	50,500千円	0千円	50,500千円
第1項	営 業 費 用	46,022千円	905千円	46,927千円
第2項	営 業 外 費 用	2,570千円	10千円	2,580千円
第4項	予 備 費	1,908千円	△915千円	993千円

令和7年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 7 年度 太良町漁業集落排水事業会計予算実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 漁業集落排水事業費用			50,500	0	50,500	
	1 営業費用		46,022	905	46,927	
		2 処理場費	13,264	905	14,169	
	2 営業外費用		2,570	10	2,580	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	1,477	10	1,487	
	4 予備費		1,908	915	993	
		1 予備費	1,908	915	993	
収 益 的 支 出 合 計			50,500	0	50,500	

令和 7 年度 太良町漁業集落排水事業会計補正予算説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
1 漁業集落排水事業費用		50,500	0	50,500			
1 営業費用		46,022	905	46,927			
	2 処理場費	13,264	905	14,169			
					15 修繕費	905	漁業集落排水施設マンホール蓋修繕 他
2 営業外費用		2,570	10	2,580			
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	1,477	10	1,487			
					1 企業債利息	10	
4 予備費		1,908	915	993			
	1 予備費	1,908	915	993			
					1 予備費	915	
収 益 的 支 出 合 計		50,500	0	50,500			

議案第62号

令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度太良町簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	事 業 収 益	105,200千円	104千円	105,304千円
第2項	営 業 外 収 益	51,087千円	104千円	51,191千円

支 出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	事 業 費	105,200千円	104千円	105,304千円
第1項	営 業 費 用	96,458千円	250千円	96,708千円
第2項	営 業 外 費 用	2,156千円	140千円	2,296千円
第4項	予 備 費	6,585千円	△286千円	6,299千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条（1）中「22,031千円」を「22,281千円」に改める。

令和7年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 7 年度 太良町簡易水道事業会計予算実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 事業収益			105,200	104	105,304	
	2 営業外収益		51,087	104	51,191	
		4 一般会計補助金	24,042	104	24,146	
収 益 的 収 入 合 計			105,200	104	105,304	

(単位：千円)						
款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 事業費			105,200	104	105,304	
	1 営業費用		96,458	250	96,708	
		2 配水及び給水費	30,265	250	30,515	
	2 営業外費用		2,156	140	2,296	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	2,155	140	2,295	
	4 予備費		6,585	286	6,299	
		1 予備費	6,585	286	6,299	
収 益 的 支 出 合 計			105,200	104	105,304	

令和 7 年度 太良町簡易水道事業会計補正予算説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
1 事業収益		105,200	104	105,304			
2 営業外収益		51,087	104	51,191			
	4 一般会計補助金	24,042	104	24,146			
					1 一般会計補助金	104	
収 益 的 収 入 合 計		105,200	104	105,304			

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
1 事業費		105,200	104	105,304			
1 営業費用		96,458	250	96,708			
	2 配水及び給水費	30,265	250	30,515			
					2 手当等	250	時間外勤務手当
2 営業外費用		2,156	140	2,296			
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	2,155	140	2,295			
					1 企業債利息	140	
4 予備費		6,585	286	6,299			
	1 予備費	6,585	286	6,299			
					1 予備費	286	
収 益 の 支 出 合 計		105,200	104	105,304			

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：人、千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 福 利 定 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	5	3	40	11,061	7,756	18,857	3,424	22,281
	資本勘定支弁職員								
	合 計	5	3	40	11,061	7,756	18,857	3,424	22,281
補正前	損益勘定支弁職員	5	3	40	11,061	7,506	18,607	3,424	22,031
	資本勘定支弁職員								
	合 計	5	3	40	11,061	7,506	18,607	3,424	22,031
比較	損益勘定支弁職員	0	0	0	0	250	250	0	250
	資本勘定支弁職員								
	合 計	0	0	0	0	250	250	0	250

手 当 の 訳 内	区 分	扶 養 手 当	管理職手当	期末勤勉手当	通 勤 手 当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金	住 居 手 当	合 計
	補正後	312		4,588	161	950	1,439	306	7,756
	補正前	312		4,588	161	700	1,439	306	7,506
	比 較	0		0	0	250	0	0	250

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職 員 手 当	250	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	250	時間外勤務手当 250	

議案第63号

令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度太良町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	事 業 費	52,100千円	0千円	52,100千円
第2項	営 業 外 費 用	2,067千円	12千円	2,079千円
第4項	予 備 費	3,122千円	△12千円	3,110千円

令和7年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 7 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 事業費			52, 100	0	52, 100	
	2 営業外費用		2, 067	12	2, 079	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	749	12	761	
	4 予備費		3, 122	△12	3, 110	
		1 予備費	3, 122	△12	3, 110	
収 益 的 支 出 合 計			52, 100	0	52, 100	

令和 7 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
1 事業費		52,100	0	52,100			
2 営業外費用		2,067	12	2,079			
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	749	12	761			
					1 企業債利息	12	
4 予備費		3,122	△12	3,110			
	1 予備費	3,122	△12	3,110			
					1 予備費	△12	
収 益 的 支 出 合 計		52,100	0	52,100			

議案第 6 4 号

令和 7 年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の 請負契約の締結について

令和 7 年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の請負契約を下記により締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年太良町条例第 1 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 9 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 令和 7 年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事 |
| 2 | 請 負 金 額 | 金 1 1 9 , 9 0 0 , 0 0 0 円 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約の相手方 | 住所 太良町大字多良 1 8 1 5 番地
氏名 増田建設株式会社
代表取締役 増田正弘 |

（提案理由）

令和 7 年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事について、請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。

意見書第 1 号

令和 7 年 9 月 1 9 日

太良町議会議長
江 口 孝 二 様

提出者	太良町議会議員	坂 口 久 信
賛成者	//	大 鋸 美 里
//	//	森 田 政 則
//	//	峰 正 雄
//	//	山 口 一 生
//	//	待 永 るい子
//	//	竹 下 泰 信
//	//	田 川 浩
//	//	所 賀 廣
//	//	川 下 武 則

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6. 会計年度任用職員においては 2024 年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体 DX にともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
11. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 1 9 日

佐賀県太良町議会

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

石 破 茂 様
加 藤 勝 信 様
村 上 誠一郎 様
福 岡 資 麿 様
中 野 洋 昌 様
平 将 明 様
三 原 じゅん子 様
額 賀 福志郎 様
関 口 昌 一 様